裁判官の技術的事項に関する知見の取得と調査官の活用の実情

15年2月28日 東京地方裁判所 飯 村 敏 明

- 第1 知財訴訟における裁判官の技術に関する知見の取得方法
 - 1 民事訴訟法の原則等からの制約
 - (1) 当事者主義又は弁論主義等の要請 当事者の主張しない事実に基づいて判断できない。
 - (2) 職権探知主義の排除

当事者が提出しない証拠資料を探し出すことはない。 裁判官の私的な知識(私知)の排除 ただし,一般文献を参照することは,特別の事情がない限り許される。

(3) 主張と立証の峻別

主張(主張段階では真偽不明) 立証の目標,立証の課題 立証漏れが存在

(4) 迅速審理との関係

時間制限

計画審理

時機に後れた攻撃・防御方法の却下

(5) 小括

当事者が,勝訴するために必要な資料を提出しない以上,敗訴を免れない。

当事者が,裁判所を理解させるための努力をしない以上,敗訴する場合があり得る(主張,立証両面)。

裁判所は,公正・中立な立場で望む。

後見的な立場で審理をすることは許されない。

裁判所の求釈明の権限も限界がある。

実体的真実の追究のみが目的でない(強いて言えば手続的真実)。

2 技術的事項の獲得方法

(1) 方法と活用頻度

ア方法

書面(書証)

意見書(いわゆる鑑定書)

当事者側が提出。

訴訟提起後に作成された資料

一般文献

訴訟提起の関係なく作成された資料

共同実験ないし共同検証

いわゆる実験合戦を収束させるため共同で実施 専門機関に依頼する実験を含む。

公証人の活用

結果は書証で提出

訴訟代理人(当事者,職員を含む。)の行う技術説明 口頭弁論期日,弁論準備期日の活動の一環 後日,書証や検証物として提出。

鑑定人尋問

口頭鑑定を含む。

専門家証人調べ

- イ 活用頻度
 - , が多い。
 - は,特殊な事件において行うが,価値は高い。
 - , は,実施する例が少ない。
- (2) 調査官の役割
 - ア 性格(民事訴訟法の原則に由来する制約)

すべて,当事者が手続の中で提出した訴訟資料(立証資料)。 調査官由来の情報は存在しない。

書証,実験結果その他の訴訟資料の記載内容を前提として,裁判官の理解を補助。

イ オリエンテーションの実施

民事訴訟の原則の理解と職権調査の排除 通達と法律との関係

第2 訴訟手続における調査官の関与

(1) 平成10年ころから実施された迅速審理との関係

ア 手続の概要

初回のみの口頭弁論期日 第2回以降の弁論準備期日

- a 目的物の特定
- b 侵害論

技術的範囲の確定(クレーム解釈)と対象製品との対比無効理由の存否

実験合戦

当事者の一方からの実験 他方当事者の追試・・・・ 共同実験

- c 損害論
- イ 究極的な解決を目指すための早期の心証開示

第3回~第4回目ころに暫定的な心証を形成する。

この段階の心証は裁判官が形成。

心証を前提とした紛争解決への試み

- ウ 調査官の手続への関与
 - ・ 調査業務に専念してもらうための方策として,効率的審理を実施。 期日への立会状況
 - a 初回の口頭弁論期日
 - b 弁論準備期日
 - c 和解期日
 - d 証人調べ期日

暫定的な心証形成のための技術的事項の確認 共同実験の実験条件の設定 日常的な意思疎通を図る(担当者に限らない。)。 調査報告マニュアル,指針等もない。

- (2) 合議体の評議との関係
 - ア 評議の特徴

裁判官だけで,全責任を負って,評議をする。

原則として,1回で結論(争点ごとに)を出し,特別の事情のない 限り,2度目,3度目の合議は実施しない。 裁判官同士,自由に意見(反対論もあえて検討)を述べる。

評議は,時間無制限で実施するが,結論が出れば,その時点で終了。

争点ごとに評議し、結論一般を評議の対象としない。

判決理由を記載する場合の論理,順序,内容,問題点の指摘等に関 しても,合議の対象にする。

イ 調査官への依頼

判断を誤らないための専門的観点からの検討 その前提として,適宜,技術的事項の説明を受ける。 事件の性格により,詳細な場合もあるし,簡略な場合もある。

第3 調査報告の状況

(1) 形態

あらゆる形態が存在する。

- (2) 実例
 - ア 口頭による意見聴取

お互いの信頼関係の中で,自由な意見を聴取する。

担当事件の調査官に限らない。

このような参考意見は,合議体以外の他の裁判官から聴取する例もある。

- イ 日常活動的(ルーティンワーク)な聴取
- ウ メモ利用
- 工 文献等活用
- 才 用語説明
- 力 個別報告
- キ 全体報告

以 上